

～若年がん患者さんが住み慣れた自宅で安心して過ごせるように～

在宅療養に必要な費用を助成します

西条市では、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅などで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

助成を受けることができる方

助成の対象となるのは、次の項目すべてに該当する方です。

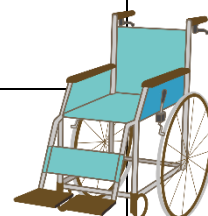
- (1) 西条市内に住所を有する方で次のいずれかに該当する方
 - (ア) 20歳以上40歳未満の方
 - (イ) 18歳以上20歳未満の方のうち、小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けられない方
- (2) がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）
- (3) 在宅療養上の生活支援や介護が必要な方



対象となるサービス

- (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 福祉用具貸与 (4) 特定福祉用具販売

福祉用具貸与 対象品目	・車椅子 ・車椅子付属品（電動補助装置等） ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品（サイドレール等） ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・移動用リフト（つり具を除く） ・自動排泄処理装置
特定福祉用具 販売対象品目	・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分



助成の金額

利用料の9割（生活保護受給者の方は10割）

※ただし、**1か月当たり6万円**を限度とする。

利用の流れ

「西条市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書」に必要事項を記入し、下記の書類を添えて、提出してください。（郵送可）

申請書類提出

利用承認通知

サービスの利用

利用料の支払い

申請に必要な書類

記入する書類	西条市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書	用紙は、市のホームページからダウンロード可能です。
添付する書類	医師の意見書	主治医が記載したもの

Q&A

質問	回答
申請は本人でないとだめですか	申請は <u>がん患者さん及びそのご家族</u> が可能です。
利用できる期間はどのくらいですか	<u>サービス利用開始時から1年間または利用者の40歳の誕生日の前日まで。</u> ※再申請の際には、状態把握のため再度、主治医の意見書を提出していただきます。
利用できる業者は決まっていますか	本事業に登録しているサービス提供事業者に依頼していただく必要があります。 事業者一覧をご覧ください。
サービス利用の依頼はどのようにすれば良いですか	サービス提供事業者との契約は、申請者に行っていただきます。 ただし、事業者相談が難しい場合、保健師が相談に応じますのでご連絡ください。
申請から承認までにかかる期間はどのくらいですか	提出され次第、要件を審査し満たしていれば利用承認決定となります。申請後、数日中には承認が可能と考えています。
利用料はどこに支払えば良いですか	申請者より、サービス提供事業者へ直接支払っていただきます。

申請窓口及び問合せ先

●西条市中央保健センター

☎0897-52-1215

(〒793-0041 西条市神拝甲 324 番地 2)

●西条市西部保健センター

☎0898-64-5333

(〒799-1371 西条市周布 606 番地1)

【持参の場合】

受付時間：平日（月曜日から金曜日。祝祭日、年末年始を除く）

午前 8 時 30 分～17 時 15 分

【郵送の場合】

簡易書留等記録が残る方法での送付をお勧めします。郵便物の付着事故などは責任を負いかねます。

必要書類はこちらから



西条市 がん対策

